

議案第九十七号

和解について

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

- 一 件 名 港区立芝保育園で発生した汚水の逆流事故に関する和解
- 二 当 事 者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

乙 東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番六十七号

東京都住宅供給公社

三 事件の要旨

平成三十年十二月二十六日午前十時三十分頃、東京都港区芝五丁目十八番に位置し、乙が

管理する都営芝五丁目アパートに併設している甲が設置し、管理する港区立芝保育園（以下「芝保育園」という。）において、一部のトイレから污水が逆流し、調理室、廊下等が浸水する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。本件事故により、芝保育園での保育が困難となったため、甲は、園児を代替施設に緊急避難させ、当該代替施設で保育を行ったことに伴い要した費用並びに污水による浸水によって被害を受けた床、壁紙等の改修工事及び衛生用品の買換え等に要した費用が発生する損害を被った。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故について、次のとおり和解することとする。

- (一) 乙は、甲に対し、千三百七十七万八千六百二十四円の支払義務があることを認める。
- (二) 甲は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（説明）

芝保育園で発生した污水の逆流事故について、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。